

<リース(仕様発注)>

公用車(軽四輪貨物自動車)借上げ仕様書

1	リース物件名	公用車(軽四輪貨物自動車)
2	品質・形状・寸法 又は型式	別紙「リース車両仕様書」のとおり
3	数量	1台
4	設置場所	横須賀市小川町18番地 横須賀市公用車車庫
5	リース期間	令和3年2月1日から令和10年1月31日までの84か月とする。
6	保守契約	継続車検、法定点検、6か月安全点検、一般消耗品交換、故障修理、エンジンオイル交換・補充、油脂類交換・補充、バッテリー交換、タイヤ交換
7	リース物件 設置・撤去費用	納車及び返還にかかる費用は、賃借人の負担とする。
8	動産総合保険	動産総合保険は不要。
9	リース代金に 含まれる費用	登録諸費用、自動車取得税、自動車重量税、自動車税、自賠責保険、自動車リサイクル法にかかる費用、メンテナンスサービス、現車下取り費用(1台)
10	リース期間 満了後の措置	リース期間が満了する直前の車検満了日をもって返還するものとする。ただし、リース期間中に車検期間の変更等特別の事情がある場合を除く。
11	契約方法	長期継続契約によるリース契約（初年度は総価契約、2年度目以降は月額契約）
12	支払方法	1月分ごとの後払いとする。
13	入札金額	84か月分のリース料率で算定し、初年度の支出予定となる2か月分の借上金額を入札金額(消費税抜き)として記入すること。
14	その他事項	別紙「リース車両仕様書」のとおり。 年間走行距離は約8,400km(月間約700km)とする。 この仕様書及びリース車両仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
15	連絡先	横須賀市みなと振興部港湾企画課 神崎 電話:046-822-8435 FAX:046-826-3210 〒238-8550 横須賀市小川町11番地

## リース車両 仕様書

- 1 車種 軽四輪貨物自動車  
定員：4名  
使用燃料：レギュラーガソリン  
変速機：オートマチックトランスミッション  
駆動方式：4WD  
車体の形状：バン（箱型タイプ）5ドア（ハイルーフ）
- 2 排気量 660cc クラス
- 3 車体色 白、シルバー系とし、追加料金の発生しないものの中から協議のうえ決定する。
- 4 リース期間 令和3年2月1日から令和10年1月31日までの84か月とする。
- 5 納期 令和3年1月29日  
(実際の納入日については、別途協議して決定する。)
- 6 納入場所 横須賀市小川町18番地 横須賀市公用車車庫
- 7 仕様の概要  
(1) 集中ドアロック  
(2) デュアルエアバック  
(3) 後部座席ヘッドレスト  
(4) カーエアコン  
(5) カーラジオ(AM・FM)  
(6) パワーステアリング  
(7) 運転席・助手席パワーウィンドウ  
(8) 熱線リアウインドウ
- 8 付属品 フロアマット一式(カーゴスペース含む)、サイドバイザー、標準工具一式、スペアタイヤ又はパンク修理キット、三角停止表示板、荷台マット(撥水、防水生地のもの)、ドライブレコーダー(前面カメラ、MicroSDカード付)
- 9 文字記入 あり(車体リヤ後方に「横須賀市」の文字。1文字6cm角程度。)  
文字色は協議のうえ決定。
- 10 グリーン購入 横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針による物品とすると仕様に沿わない場合には、仕様優先する。  
(上記方針については、本市のホームページ「よこすかグリーン購入」参照)

- 11 登録手続 新車登録は供給者が行い、その費用も負担すること。  
また、登録日は納車日より 5 日前以降とすること。
- 12 諸経費 自動車損害賠償責任保険（以下、自賠責という。）、自動車重量税、自動車取得税、自動車リサイクルの加入支払手続きは、供給者が代行して行い、納車の際に次のものを提出すること。なお、加入支払手続きの費用はリース契約代金に含むものとする。  
(1) 自賠責保険証明書  
(2) 自動車重量税領収書の写し又はこの金額が確認できるもの  
(3) リサイクル券
- 13 下取り車種 次の車両を引取るものとし、実際の引取り日については別途協議する。また、引取りについては、供給者が行い、それに係る経費については、リース契約代金に含むものとする。なお、引取車両を見学したい場合及び車検証（写）が必要な場合は、質問の締切日までに、みなと振興部港湾企画課（電話 046-822-8435）へ連絡すること。  
(1) 車名 ダイハツ ハイゼット  
(2) 登録番号 横浜 480 あ 1346  
(3) 年式 平成 17 年  
(4) 車検有効期限 令和 3 年 2 月 13 日  
(5) 走行距離 90,962 km（令和 2 年 7 月末）
- 14 その他 (1) 下取り車両の抹消登録又は名義変更及び処分等は受注者の責任において速やかに行い、抹消登録証明書（名義変更の場合はそれを証明する書類）を市に提出すること。  
(2) 下取り車両の引取り後、速やかに「横須賀市」の文字を復元できないように消去し、それを証明する書類（文字を消した状態を撮影した写真等）を市に提出すること。  
(3) リース期間満了後に車両を返還した場合は、速やかに「横須賀市」の文字を復元できないように消去し、それを証明する書類（文字を消した状態を撮影した写真等）を市に提出すること。